| | | |
|---|---|---|
| 二十九　市部人口 | 当該市（福祉事務所設置町村を含む。）に係る人口 | 人 |
| 三十　六十五歳以上人口 | 国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における六十五歳以上の人口（以下「六十五歳以上人口」という。） | 人 |
| 三十一　七十五歳以上人口 | 国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における七十五歳以上の人口（以下「七十五歳以上人口」という。） | 人 |
| ［三十二・三十三　略］ | ［略］ | ［略］ |
| 三十四　公有林野の面積 | 農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における公有林野（都道府県及び森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号の森林整備法人をいう。）の所管する林野）の面積 | ヘクタール |
| ［三十五　略］ | ［略］ | ［略］ |
| 三十六　林業及び水産業の従業者数 | 国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「産業分類別就業者数」という。）のうちA農業、林業のうち林業及びB漁業の数の合計数 | 人 |
| ［三十七　略］ | ［略］ | ［略］ |
| 三十八　世帯数 | 国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における世帯数 | 世帯 |
| ［三十九　略］ | ［略］ | ［略］ |
| 四十　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金 | 1　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に掲げるものを除く。）、昭和六十一年度から昭和六十二年度までの各年度及び平成二年度から平成二十八年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度及び平成六年度から平成二十八年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総 | 千円 |

| | | |
|---|---|---|
| 二十九　市部人口 | 当該市に係る人口 | 人 |
| 三十　六十五歳以上人口 | 国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における六十五歳以上の人口（以下「六十五歳以上人口」という。） | 人 |
| 三十一　七十五歳以上人口 | 国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における七十五歳以上の人口（以下「七十五歳以上人口」という。） | 人 |
| ［三十二・三十三　同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 三十四　公有林野の面積 | 農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における公有林野（都道府県及び森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第九条の森林整備法人をいう。）の所管する林野）の面積 | ヘクタール |
| ［三十五　同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 三十六　林業及び水産業の従業者数 | 国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「産業分類別就業者数」という。）のうちA農業、林業のうち林業及びB漁業の数の合計数 | 人 |
| ［三十七　同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 三十八　世帯数 | 国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における世帯数 | 世帯 |
| ［三十九　同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 四十　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金 | 1　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に掲げるものを除く。）、昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度及び平成二年度から平成二十七年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度及び平成六年度から平成二十七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総 | 千円 |